

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市家畜貸付規則	貸付家畜の譲渡に対する許可	農政課

- 1 審査基準は、盛岡市家畜貸付規則第9条第1項及び第2項の規定による。
- 2 標準処理期間は、7日とする。

備考 条例又は規則に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。